

「須坂市手話言語条例」素案の概要

1 条例の目的

この条例で何をを目指すの？



手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の責務を明らかにし、全ての市民が共生することのできる社会の実現を目指します。

2 基本理念

みんなで大切にしていこう考え方は？



ろう者が、自立して生活し社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し心豊かに共生する地域社会の実現を目指します。そのために、手話言語の理解と普及を促進し、手話言語での意思疎通を図りやすい環境を構築していきます。また、ろう者の手話言語等による意思疎通を円滑に図る権利は尊重されなければなりません。

3 市・市民・事業者の責務、当事者団体等の役割

市や市全体で何をすべき？



市は、手話言語の普及とろう者が手話言語による意思疎通ができ地域における社会参加を保障するため必要な施策を推進します。

市民：基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力

事業者：基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備、手話言語の使用に関しての配慮に努める

ろう者：基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力し、主体的に手話言語の普及に努める

手話通訳者：基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力し、手話に関する技術の向上に努める

4 施策の推進等

どんなことをするの？



手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に必要な施策に総合的かつ計画的に推進していきます。

①手話言語に対する理解及び手話言語の普及

②意思疎通手段として手話言語を選択できて、手話言語を使用しやすい環境の構築

③手話通訳者の確保及び養成

④手話言語を学ぶ機会の確保

⑤ ①～④のほか、市長が必要と認める施策

◆学校における手話言語の普及

学校教育において、基本理念に対する理解を深め、必要な施策を進める。学校において、児童・生徒・教職員に対し、手話言語を学ぶ機会を提供するよう努める

◆災害時の対応

災害時又は緊急時において、ろう者に対し、情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な施策を行うよう努める

5 施行期日

いつから始まるの？



令和8年4月1日の施行を予定しています。

